

地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的な体制整備に向けた推進方策について —岐阜県内の先進事例に基づく地域側からのアプローチ—

堀智考¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒600-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

²⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

要旨

社会環境の大きな変化に対応して、地域と学校が連携・協働し、子どもたちの学習や成長を支える体制づくりが求められており、岐阜大学及び岐阜県では「ぎふ地域学校協働活動センター（以下、「活動センター」と呼ぶ。）」を設置し、地域と学校との連携・協働の推進に向けた支援活動を展開している。

本調査報告では、これまでの地域と学校との連携・協働に向けた動向を踏まえ、県内の地域と学校との体制づくりの現状と今後の動向、先進事例を紹介するとともに、これらを踏まえた地域側の体制整備の状況や今後の進め方、地域と学校との一体的な体制整備に向けた基本的方向性、活動センターの今後の活動方策を提示する。

キーワード

地域と学校、体制整備、協働活動、推進員、人材育成

1. 地域と学校との連携・協働に向けた動向

1.1. 地域と学校との連携・協働の背景

人口減少や少子高齢化、グローバル化等の進展に伴い社会環境が大きく変化する中、地域では社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭の孤立化、教育力の低下などが進展するとともに、学校ではいじめや不登校、貧困、教員の多忙化など学校が抱える課題は複雑化・多様化してきている。これらの課題解決に向けて、地域と学校がパートナーとして、連携・協働する仕組みづくりが求められている。

このため、国は2017年3月に「社会教育法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、地域側の推進体制として地域学校協働本部（以下、「協働本部」と呼ぶ。）の設置を規定するとともに、学校側の推進体制として学校運営協議会（以下、「運営協議会」と呼ぶ。）の導入を努力義務化している。また、2018年10月に文部科学省内の組織再編を実施し、学校教育と社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する総合教育政策局を設置するとともに、2020年度より協働本部と運営協議会の一体的な整備促進に向けて補助制度を改正するなど、地域と学校の連携・協働体制の確立を目指している。

1.2. 岐阜県における連携・協働体制づくり

岐阜県は、2019年3月に「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」及び「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する教育大綱」、「第3次岐阜県教育ビジョン」¹⁾を策定し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりとして、地域と学校との協働活動を推進する人材育成や連携・協働体制づくり及び協働活動への財政支援など総合的な対策を推進している。

また、2019年4月に岐阜大学と共同による活動センターを設置するとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（以下、「推進員」と呼ぶ。）等の人材育成や地域と学校との連携・協働体制づくりへの支援、先進事例等の調査研究や普及啓発に向けた情報発信などを推進している。

1.3. ぎふ地域学校協働活動センターの支援状況

活動センターによる地域と学校との連携・協働体制づくりへの具体的な活動支援メニューとしては、要望のある市町村や各種団体等に対して、大学教員やコーディネーター、有識者等を派遣し、①地域と学校との連携・協働体制づくりに向けた中長期的支援、②協働活動の理解促進に向けた短期的支援の2種類の支援プログラムを展開している。

このうち、中長期的支援は、3市町（郡上市、瑞浪市、輪之内町）の要望に応じて、講演会やワークショップ、検討会議等を開催し、地域の実情に応じた協働本部と運営協議会との一体的な体制整備に向けた継続的な支援を実施している。

また、短期的支援は、9市町3社会教育団体向けに出前講座や研修会等を開催し、地域や学校、社会教育団体等の幅広い関係者向けに協働活動や体制整備の重要性などへの理解を深め、県内各地で自主的な協働活動を促進している。

2. 岐阜県内の連携・協働体制づくりの現状と今後の動向

2.1. 地域学校協働本部及び学校運営協議会の現状について

2019年5月に実施した「地域と学校の連携・協働体制の状況調査」（文部科学省）によると、県内の小中学校における協働本部は、9市町村（市町村設置率21.4%）、121本部（学校設置率22.3%）で設置されており、全国平均（学校設置率50.5%）に比べ低い状況にある。一方、運営協議会は、23市町村（市町村導入率54.8%）、255校（学校導入率47.0%）で導入されており、全国平均（市町村導入率39.6%、学校導入率23.7%）に比べ高い状況にある。

また、協働本部と運営協議会の一体的な整備状況については、9市町村（学校整備率22.3%）で一体的に整備されており、全国平均（学校整備率14.1%）に比べ高い状況にある。本県の特徴として、協働本部のみを設置している市町村は、全国平均では3割（学校整備率36.4%）を超えているが、県内には全くない状況にあり、運営協議会のみ又は一体的な整備のいずれかの状況にある。

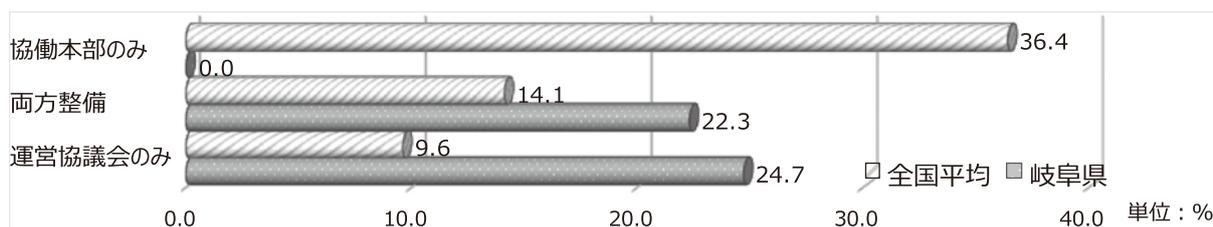


図1. 協働本部と運営協議会の整備状況

出典：地域と学校の連携協働体制の状況調査（文部科学省）

2.2. 地域学校協働本部の今後の動向について

次に、市町村の協働本部及び運営協議会の整備動向をみると、今後4年間（2018年～2021年）で、協働本部の市町村整備率は28.6ポイント（11.9%→40.5%）、運営協議会は30.9ポイント（40.5%→71.4%）上昇が見込まれるなど、双方とも着実に整備されていく予定である。

また、2019年11月に実施した「地域学校協働活動の実施状況調査」（岐阜県）によると、協働本部を設置済の市町村は9団体（21.4%）、設置予定の市町村は19団体（45.2%）となっており、将来的に3分の2の28市町村が協働本部を設置することが見込まれている。

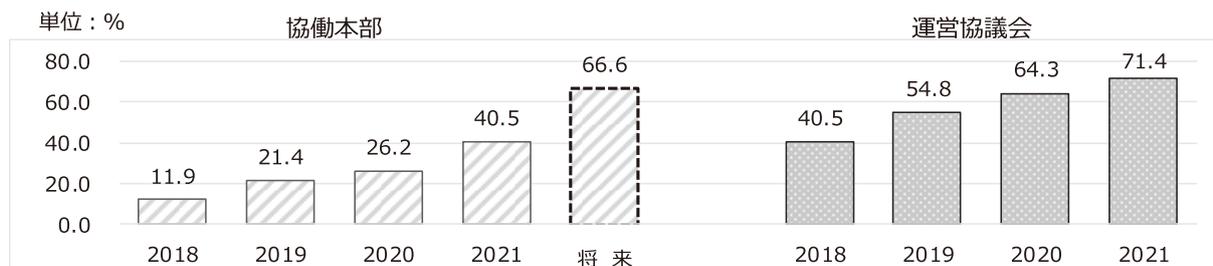


図2. 協働本部と運営協議会の整備動向

出典：地域と学校の連携協働体制の状況調査（文部科学省）
地域学校協働活動の実施状況調査（岐阜県）

このうち、組織形態としては、既存組織を活用する市町村は18団体（運営協議会13団体、まちづくり協議会3団体、社会福祉協議会1団体、青少年育成組織1団体）、運営協議会を中心に新たに組織化する市町村は4団体、未定の市町村は6団体となっており、運営協議会を母体とした組織が17団体（60.7%）を占めるなど、既存組織を活かしながら、地域の実情に応じた組織形態を目指していることがわかる。また、地域と学校をつなぎ役となる推進員は24団体（89.3%）で配置され、22団体（78.6%）で委嘱されるとともに、14団体（50.0%）で報酬が支払われる見込みとなっている。

一方、協働本部の設置予定がない市町村は14団体（33.3%）となっているが、その理由としては、「地域と学校との良好な関係」「類似制度あり」「推進員等の人材不足」「設置方法がわからない」「学校負担の増加」「協働活動の効果が不明」の順となっている。

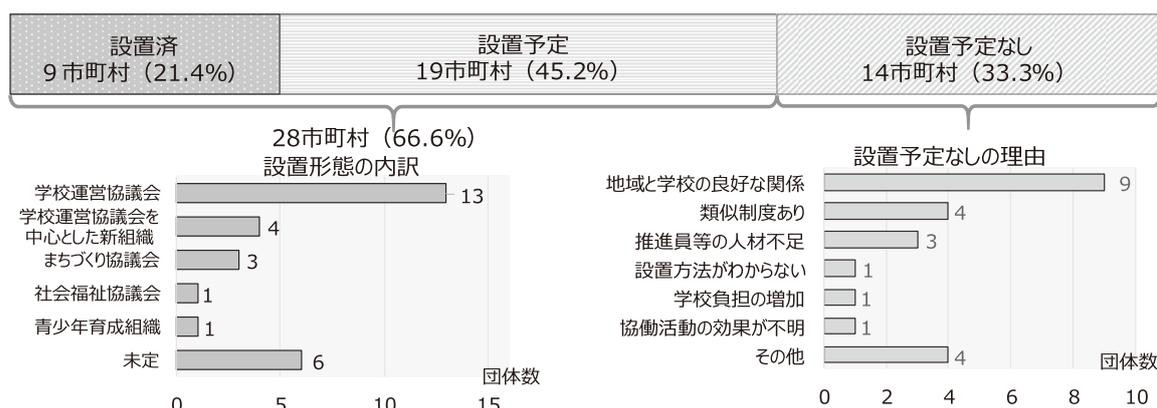


図3. 協働本部の設置状況

出典：地域学校協働活動の実施状況調査（岐阜県）

3. 地域と学校との連携・協働体制づくりの先進事例

活動センターとも連携して、モデル的に地域と学校との連携・協働体制づくりを推進している2市町（瑞浪市、輪之内町）の取組状況や今後の方向性等を紹介する。

3.1. まちづくり協議会と学校との連携・協働体制づくり —瑞浪市—

3.1.1. 地域と学校の連携・協働に向けた考え方

瑞浪市は、2019年3月に「瑞浪市教育振興基本計画みずなみ教育プラン・後期計画」（計画期間：2019年～2023年度）を策定している。教育プランの計画期間は10年間としているが、策定後に生じた新たな課題への対応が必要となったため、現行プランの基本理念や基本目標を継承しつつ、具体的な施策の見直しを行い、後期計画として策定している。

後期計画では、人口減少や少子高齢化、親世代の多忙化など著しく変化する社会情勢の中で、子どもが健全に育つためには、地域の教育力を高めていくことが重要であり、学校での運営協議会の導入や地域における協働活動の推進など連携・協働体制づくりを推進し、地域での子どもの学習・発表や体験・交流機会の提供、子どもをまちぐるみで見守る体制づくり、地域連携によるキャリア教育などに重点的に取り組むことを目指している。

3.1.2. 地域と学校との連携・協働の現状

瑞浪市では、2006年までに市全域で旧小学校区を単位としたまちづくり推進協議会（以下、「まちづくり協議会」と呼ぶ。）が設立されており、まちづくり協議会を核とした住民と行政との協働のまちづくりを推進している。

このため、瑞浪市は2008年に夢づくり地域交付金制度を創設し、まちづくり協議会の主体的な活動への財政的支援を実施している。さらに、人的支援として、実践活動を運営支援する集落支援員²⁾や担当支援職員を地域ごとに配置するとともに、まちづくり活動拠点として、地区公民館に指定管理者制度を導入し、協議会の自主運営を促進するなど地域内分権を推進している。

また、まちづくり協議会は、①地域コミュニティ力の向上、②各種団体との連携、③自立した

地域づくり、④行政との協働など各種活動を展開し、地域課題の解決に向けた実行部隊として役割を果たしている。このうち、地域との学校と連携として、まちづくり協議会の部会活動等を通じて、小中学生との交流事業や各種イベント等への児童生徒のボランティア参加、登下校時の見守り活動など、幅広い活動を実践している。

3.1.3 まちづくり協議会と学校との連携・協働体制に向けて

瑞浪市は、2020年度から小学校2校でモデル的に運営協議会と協働本部の一体的な整備を予定しており、市全域を統括する統括推進員も配置し、将来的な全小中学校への拡大を目指している。

このうち、協働本部はまちづくり協議会内に学校と連携する専門部会を設置し、その役割を担っていく予定としており、地区公民館を活動拠点に位置づけ、夢づくり地域交付金を活用した協働活動を展開するとともに、推進員には集落支援員を充てることを想定している。また、各学校の運営協議会委員には、地域を代表する社会教育委員も参画し、社会教育の側面からも、指定管理を受けている地区公民館の活性化、連携強化につなげていく予定である。

なお、学校との連携体制として、まちづくり協議会を選択した理由としては、地域内分権の受け皿として、まちづくり協議会が担ってきており、まちづくり協議会内の各種部会活動等を通じて、学校との交流が盛んであること、活動拠点として指定管理を受けている地区公民館が有効活用できることにある。



図4. まちづくり協議会の活用方式（瑞浪市）

3.2. 学校運営協議会を母体とした連携・協働体制づくり —輪之内町—

3.2.1. 地域と学校の連携・協働に向けた考え方及び現状

輪之内町では、教育施策を体系化し、中長期的に着実に推進していくため、2015年7月に「輪之内町教育振興基本計画」（期間：2015年～2019年度）を策定している。この計画では、「未来に夢と希望をもち、生きる力を育むふるさと輪之内の教育」を基本理念としており、家庭・学校・地域との連携を図り、地域の人々と子どもがふれあう機会を充実するとともに、地域ぐるみで子どもの自立促進や「ふるさと輪之内」の学ぶ活動を支援し、地域の活性化やコミュニティの形成につなげることを重点施策に位置付けている。

このため、輪之内町では、2018年度から大藪小学校において、運営協議会をモデル的に導入するとともに、2019年度からは、町内の全小中学校にも拡大し、協働活動を推進している。具体的な協働活動として、①地域の教育力を活用した学校教育活動（活動サポーターによる学習支援、キャリア教育等）②地域団体と連携による学校教育活動（大人と子どもの交流、ふるさと教育の推進等）③地域参加による体験活動（地域行事への参加や地域貢献等）などを推進している。

3.2.2. 地域と学校との連携体制に向けて

輪之内町では、2年間にわたり全小中学校に設置された運営協議会を母体として、2019年度より輪之内町版の協働本部として、学校本部を設置している。学校本部には、学校と活動サポーターとの連絡調整や事業の企画、運営等を担う推進員（以下、「学校推進員」と呼ぶ。）を2名配置する予定である。

また、各学校本部には、学校推進員以外にも、配慮を要する児童生徒の交流活動を支援する協働活動支援員、授業や学校行事、キャリア教育など学習支援活動を行う学習活動支援員、周辺の整備活動等を支援する活動サポーターなどを配置し、協働活動の展開を目指している。

さらに、協働活動を町全体で推進する輪之内町本部を設置し、総括的推進員を1名配置するとともに、各運営協議会委員、各学校推進員及び総括的推進員で構成される「ふれあい活動連絡会」を開催し、町全体での地域と学校との連携体制を強化していく予定である。

なお、学校との連携体制として、運営協議会の発展方式を選択した理由としては、2019年度に全校に運営協議会を導入するなど、学校側の仕組みづくりが先行していたことに加えて、運営協議会委員には、日頃から学校とも交流している地域活動団体等で活躍している人材を配置するなど、実態的に地域側の事務局機能を果たす体制となっていること、町全体を活動エリアとする各種団体も多く、学校間を超えた町全体との連携体制づくりが求められたことによる。



図5. 運営協議会の発展方式（輪之内町）

4. 地域学校協働本部の整備に向けた基本的な方策について

県内で地域と学校の一体的な体制整備に取り組んでいる11市町村（整備済9市町村、モデル2市町）の先進事例や実態調査等を踏まえ、本章では地域側の体制整備の状況や今後の進め方、次章では地域と学校との一体的な体制整備に向けた基本的方向性を提示する。

4.1. 地域側の体制整備の現状と今後の進め方について

国及び県の調査結果によると、協働本部及び運営協議会は、今後着実に整備されていく見込みである。しかし、運営協議会に比べて、地域側の体制づくりは遅れており、将来的に3分の1の市町村では設置意向がない状況にある。また、本県の特徴として、協働本部を単独設置している市町村はなく、運営協議会単独又は一体的整備のいずれかの状況にある。

運営協議会は将来的に法改正による必置化も見込まれる中で、協働本部が未設置の33市町村に対して、協働本部の重要性や果たす役割等の理解促進に向けた働きかけを推進するとともに、運営協議会が未設置の19市町村には、①運営協議会と協働本部を一体的に整備する方式、運営協議会が設置済14市町村には、②運営協議会を母体として協働本部を整備する方式、又は③既存組織を母体として協働本部を整備する方式が想定され、学校との連携・協働状況や活動実態等を踏まえ、適切な役割分担や事務局機能、活動範囲などの組織のあり方を追求することが求められる。

4.2. 運営協議会と協働本部を一体的に整備する方式

協働本部と運営協議会がともに未設置の市町村においては、地域の実情に応じて、地域と学校の協働活動や今後の方向性などを十分に議論しながら、学校側の運営協議会の導入時に併せて、地域側の協働本部を整備するなど組織的・継続的に推進する体制を構築することが重要となる。

「地域とともにある学校づくり」の推進に向けて、学校側の体制となる運営協議会（事務局機能は学校）は、学校運営の基本方針の承認機能や、学校運営及び教職員の任用への意見具申機能を持った合議体である。また、運営協議会で話し合われた学校運営への支援活動として、ゲストティーチャーや学習支援など教育課程内の協働活動や、安心安全サポーターや環境整備作業など教育課程外の協働活動などの学校内での協働活動は、学校の業務改善や教員の多忙化解消につなげる観点からも、地域側が主体的に担うことが望ましいことから、学校側が事務局機能を担わないよう適切に役割分担していくことが求められる。

一方、「子どもを核とした地域づくり」の推進に向けて、地域側の体制である協働本部（事務局機能は地域）は、活動範囲として、学校内の協働活動に加えて、放課後子ども教室や地域未来塾、公民館事業など地域内の協働活動を担っていくことが重要となる。

また、運営協議会で求められる学校内の協働活動や、地域内の協働活動を一体的に推進する機能を発揮するため、運営協議会に参加するとともに、協働本部内のコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置することが重要となる。

4.3. 運営協議会を母体として協働本部を整備する方式

既に運営協議会が設置されており、協働本部が未設置の市町村において、運営協議会に地域で活動する既存組織が委員として参画しており、従来から学校の支援活動が展開されている場合は、運営協議会委員を母体としながら、運営協議会とは分離した地域側の新たな体制として、協働本部を組織し、より幅広く協働活動を推進するように発展・拡充していくことが求められる。

このためには、従来、学校側が担ってきた事務局機能を、学校から分離し、地域側が代わって役割を担うよう転換を図るとともに、学校運営への支援活動以外にも、地域内の協働活動も包括するなど活動範囲を拡大し、協働本部内のコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置するなど、地域全体で協働活動を推進する体制を再構築していくことが重要となる。

4.4. 既存組織を母体として協働本部を整備する方式

既に運営協議会が設置されており、協働本部が未設置の市町村において、従来から主たる既存組織（まちづくり協議会、公民館、青少年育成組織、社会福祉協議会など）によって学校との協働活動が行われている場合は、既存組織を協働本部として位置づけるとともに、さらに協働活動を活発化できるよう機能を強化していくことが期待される。

このためには、学校との連携・協働を推進する事務局機能として、既存組織の体制強化を図るとともに、従来担ってきた地域の協働活動や教育課程外の協働活動に加えて、運営協議会で協議された教育課程内の協働活動を実施できるよう活動範囲を拡大し、協働本部内にコーディネーター的役割を担う人材を推進員として配置するなど、地域全体で協働活動を推進する体制へと転換させることが重要となる。

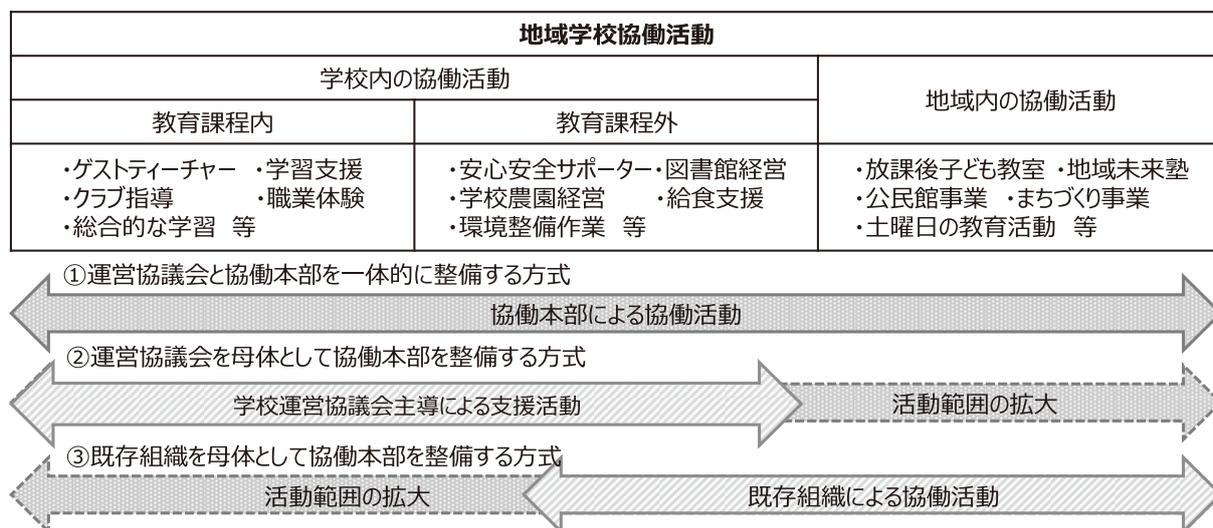


図6. 協働本部の3整備方式による活動範囲

5. 地域と学校との体制整備に向けた基本的方向性について

5.1. 市町村教育委員会による今後の目標や計画等の明確化

市町村教育委員会は、「子どもを核とした地域づくり」や「地域とともにある学校づくり」の実現に向けて、域内ごとの地域と学校の連携・協働の状況や現状の体制、活動等の実態を的確に

把握するとともに、教育大綱や教育振興基本計画などにおいて、双方による協働活動を通じて、相乗効果を発揮できるよう、地域の実情に応じた協働本部や運営協議会の整備に向けた方針を明確化していくことが重要となる。

県内の地域と学校との一体的な体制整備に取り組む多くの先進自治体では、明確な目標や計画を立てており、この方針の下で、教育委員会はリーダーシップを発揮して、学校関係者や地域住民、保護者、活動団体等に対して、体制づくりの必要性やその効果、参画へ協力等の理解促進に向けた普及啓発活動を展開するとともに、制度の具体化に向けた要綱や規定等の整備や協働活動の促進や人材の確保に向けた予算化などを推進していくことが求められる。

5.2. 関係者間で十分な理解や信頼を高めること

地域と学校との連携・協働体制づくりの第一段階として、市町村域全体で地域側と学校側のそれぞれの幅広い関係者が目指すべき子どもの姿や連携・協働体制、責任や役割、取組みの方向性等に関して、十分に理解を深めながら、体制づくりの推進につなげていくことが求められる。

そのためには、学校教育担当課が学校側の関係者への制度説明や理解を促進する役割を担う一方、社会教育担当課やまちづくり担当課が地域側の関係者への制度説明や理解を促進する役割を担うとともに、地域と学校の幅広い関係者向けに講演会や研修会などを開催したり、広報活動を充実させていくことが重要となる。

また、第二段階として、域内ごとに地域と学校との相互理解や信頼関係を深めるため、学校運営協議会やワークショップなどを通じて、地域や学校でともに育てたい子どもの姿や目標、ビジョン、体制づくり、協働活動の取組内容等について、幅広い関係者が当事者意識を持って、活発な議論を重ねながら、検討を進めることが重要となる。このうち、地域側の体制づくりは、制度設計の段階から幅広い関係者の参画を心がけるとともに、一部の関係者だけに過重な負担がかからないような適切な役割分担を整理していくことが求められる。

なお、域内ごとに地域や学校の実情が異なるため、市町村域全体で一律に体制整備を推進していくことは困難であるため、多くの先進自治体では、条件が整った地域や学校においてモデル的に整備しつつ、その実績や効果等を踏まえながら、全域への展開を目指している。

5.3. 学校教育と社会教育、まちづくりの一体化した政策展開

市町村教育委員会における学校教育担当課と社会教育担当課、まちづくり担当課は、相互の取組みや協働による相乗効果への理解を十分に深めながら、学校教育と社会教育、まちづくりを一体化した政策として再構築しながら、地域全体で将来を担う子どもを支える仕組みづくりにつなげていくことが重要となる。

地域側で協働本部を設置し、協働活動を展開することは、住民自身の生きがいや自己実現、住民同士のつながり強化や地域の教育力の向上等への効果も期待されており、地域側に負担増を想定させる新たな学校との体制づくりや取組みを求めるのではなく、学校とも交流が深い既存資源（組織や人材、拠点など）を活かして、交流活動をさらに深化・発展させ、地域活性化につなげる社会教育やまちづくり政策として、展開していくことが求められる。

このため、多くの先進自治体の実践事例のとおり、まちづくり団体や社会教育団体、公民館等の既存組織による協働本部の受け皿づくりや、従来からの学校との交流促進による協働活動の活性化、教員OBや公民館関係者、各種団体コーディネーターなど地域と学校をつなぐ協働人材の登用、公民館やコミュニティセンターなど安全・安心な協働活動の拠点づくり等を十分に検討していくことが重要となる。

なお、県外の先進事例³⁾として、公民館に協働本部を設置し、学校との調整役となり、公民館活動団体等と連携した学習支援や、学校協働につながる講座の開催や担い手を育成・確保し、自主活動の活性化につなげた好事例もあり、新たな社会教育の活性化手法としても期待される。

5.4. コーディネート機能の発揮に向けた仕組みづくり

地域と学校との連携・協働体制の下で、効果的かつ円滑に協働活動を展開していくためには、両者をつなぐコーディネート機能が不可欠であり、その中心となる人材として、推進員の配置が

重要な役割を果たすこととなる。このため、協働本部の体制づくりにおいて、推進員の人材確保や配置方策、その役割等を十分に検討することが重要となる。また、多くの先進自治体では、教育委員会からの推進員の委嘱や報酬等の根拠規定を整備しており、推進員に責任を持って役割を果たせるような環境づくりも望まれる。

また、地域と学校のコーディネート機能の更なる強化に向けて、地域と学校との連絡調整や地域側の調整役となる推進員の配置とともに、学校側の窓口や調整役となる地域連携担当教員⁴⁾を配置することが望まれる。県内での先進事例⁵⁾はまだ少ないものの、学校側で地域連携担当教員を校務分掌で位置付けるとともに、学校内のニーズに基づき、地域側とも計画的な調整を図りながら、地域の教育資源を活用した実践的な協働活動を効果的に展開していくことが期待される。

6. まとめ

活動センターは、2019年4月より地域と学校との連携・協働に向けた総合的支援機関として、多様な活動を開始しているが、11月現在県内市町村における認知度は34団体(81.0%)、活用度は25団体(59.5%)に留まっている。今回、提示を試みた地域と学校との一体的な体制づくりに向けた基本的方向性を踏まえ、活動センターが重点的に取り組むべき活動方策としては次のとおり整理される。

第一として、活動センターの普及啓発機能として、先進事例や研究報告を行う地域学校協働活動フォーラムや、市町村・各種団体等のニーズに対応した講演会や出前講座の開催、多くの社会教育関係者が集う社会教育推進大会での活動報告など多様な機会での情報提供を通じて、地域側と学校側の幅広い関係者向けに市町村域全体での整備方針の明確化や体制整備の重要性などへの理解を深めながら、体制づくりの具体化につなげていくことが求められる。

第二として、活動センターの調整機能として、地域の実情に応じた地域と学校との一体的な体制整備に向けた講演会やワークショップ、検討会議等を開催するなど、地域側と学校側の幅広い関係者間で十分な合意形成を図りながら、既存資源(組織や人材、拠点など)を活かして、地域に適合した体制づくりを推進し、協働活動を通じて地域再生につなげる仕組みに結びつけていくことが期待される。

第三として、活動センターの人材育成機能として、地域と学校との連絡調整や地域側の調整役となる推進員や、学校側の窓口や調整役となる地域連携担当教員、地域側での協働活動の推進や拠点づくりを担う公民館職員などを育成したり、スキルアップする研修を企画・開催するなど、地域と学校との体制整備に向けた支援活動に加えて、両者をつなぐコーディネート機能を強化する人づくりの推進が求められる。

地域と学校との連携・協働に向けた体制づくりは、組織的・継続的な協働活動に不可欠であるとともに、人口減少・少子高齢化の下での持続可能なまちづくりにもつながる取り組みであり、総合的支援機関として、活動センターの役割はますます重要になると考えられる。今後、活動センターによる体制整備や人材育成などの多様な支援活動を通じて、県内各地で組織的な協働体制が構築されるとともに、魅力・特色ある協働活動が展開されていくことを期待するものである。

(注)

- 1) 「清流の国ぎふ」創生戦略では「1「清流の国ぎふ」を支える人づくり(2)未来を支える人⑤学校教育と社会教育の連携」、「岐阜県教育大綱」では「目標4基本方針(1)地域や企業等と学校の連携の強化」、「第3次岐阜県教育ビジョン」では「基本方針5目標28家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進」に記述。
- 2) 集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落の推進に関してノウハウ・知見を有した人材であり、市町村から委嘱され、集落の巡回、状況把握や活動支援等を実施している。
- 3) 滋賀県竜王町公民館で先進事例があり、協働本部は公民館に設置し、町内全域(幼稚園2園、小学校2校、中学校1校)を対象に統括推進員1名、推進員4名を配置し、協働活動を展開している。
- 4) 地域連携担当教員とは、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、中核となる教員のこと。
- 5) 岐阜市で先進事例があり、2006年度から市内全小中学校の地域側の窓口として、「地域活動指導員」を校務分掌に位置付けている。